

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月20日作成)

法令名	地すべり等防止法施行細則
根拠条項	第5条
許認可等の種類	許可事項の変更の承認 (農政部所管の区域内に限る。)
法令の定め	第5条 許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、別記第5号様式の申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
審査基準	変更しようとする内容が、当該地すべり防止区域内の現状から判断して、地すべり防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものではないこと。
標準処理期間	総期間 25日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 25日・丹 ()
処分担当課	各総合振興局(振興局)産業振興部農村振興課指導企画係
申請先	各総合振興局(振興局)産業振興部農村振興課指導企画係
問い合わせ先	農政部農村振興局農村整備課災害復旧係(電話番号：011-231-4111(内線27-628))
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nss/shinsakijun.htm) ※ 処分担当課欄、申請先欄の各総合振興局(振興局)から石狩、オホーツク、十勝、根室を除く なお、空知、上川は調整課指導企画係